

長崎丸山遊女の出自と年季明け

赤瀬 浩

一 はじめに

長崎市の繁華街の一角にある丸山公園は、等身大の坂本龍馬の銅像が建立されているほかは、特に説明板があるわけでもなく、ビルの谷間にある木陰が印象的な公園である。

ここは、昭和三十二年（一九五七）売春防止法施行までは、貸座敷や特殊飲食店街が集まる歓楽街として賑わっていた。もともとは、寛永十九年（一六四二）長崎市中に散らばっていた遊女屋がこの地へ集められ、丸山町寄合町という遊女町がつくられたことが始まりであった。長い間丸山遊廓、通称「やま」と呼ばれていた。

丸山遊廓は、日本人以外にも長崎に居留するオランダ人や唐人を客としていたところから、他都市の遊廓と性質は異なるが、丸山遊廓の存在については他都市と合わせて、「遊廓社会」というくくり方をされることが一般的であった。

「遊廓社会」とは、吉田伸之氏が提唱した定義で「遊廓を磁界として形成される磁場⁴」として、遊女屋、茶屋、見番、女街が展開する遊廓、岡場所、宿などの空間、ヘゲモニー主体の遊女屋や類業とそれに吸着する携わり渡世、土地所有や金融の背景などを総称したものである⁵。

遊廓社会の基本構造は、遊女に吸着する人々がその利益を外に漏らさず、さまざまな角度から一文でも多くの利益を吸い上げるために、巧妙に組み立てられたシステムティックな社会ととらえたい。

長崎の遊廓丸山・寄合両町について、松井洋子氏は、異国人の存在は長崎の遊廓社会の特質を形作る大きな要素であったとし、遊女

揚代が輸入品に対する支払いの一部として相殺されるなど、他都市とは違った遊廓社会が長崎で展開されたことを明らかにした⁶。さらに、遊女の稼ぎに吸着して働かない父母や兄弟がいたことなど、他都市には見られない独特の構図があったことを指摘している⁷。

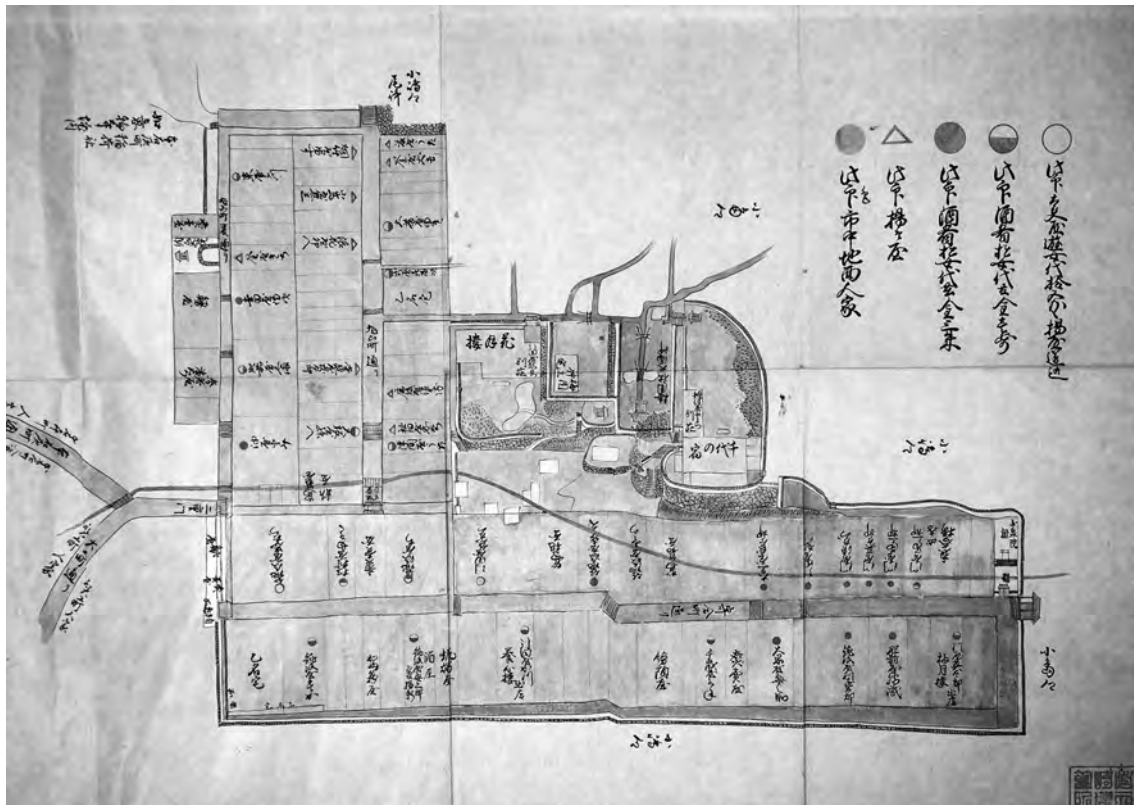
長崎の丸山遊廓は、江戸の吉原遊廓、京の島原遊廓、大坂の新町遊廓に並び称される遊廓であるが、長崎が幕府公認の対外交渉港であったことや地形的に限定された狭い場所に市街が展開していたこと、郊外の農村が貧弱だったことなど他都市との違いは大きかった。本稿では、松井洋子氏らの議論を踏まえながら、遊女の出自と年季明け後の元遊女の生き方に注目し、長崎の遊廓社会の一端を明らかにすることを目標としたい。

二 丸山遊廓の景観

「くるわ」は郭または廓と書き、城郭のように周囲を石や土で囲い、堀などをめぐらせた一画のことである。吉原遊廓も官許の地に溝渠をめぐらせてつくったので遊廓の名がある⁸。

丸山・寄合両町は東西を切り崩した崖、南北を塀に囲まれた遊廓であった。出入口は、北の大門と南の開かずの門があり、夜間は閉じられた。遊女の逃亡を防ぐというよりも外からの侵入者を防ぐ目的が強く、何より廓の範囲を明確に示し、廓外で色を売る行為は隠売として罰せられた。

丸山遊廓の範囲は、丸山町と寄合町を合わせたもので、長崎では行政上二町をまとめて両町といい、市中八十八か町のうち丸山・寄合両町とオランダ人たちが住む出島町を除いた七十七か町を惣町と叫ぶ。同じ市中でありながら、町役人の受用銀など両町と惣町には差がつけられていた。



【図一】「丸山町古図」長崎歴史文化博物館収蔵 図 96

本稿では、特に断りのない限り、丸山・寄合両町からなる遊廓社
会を「丸山遊廓」と表現するが、個別町を行政上の区域として表す
場合「丸山町」、「寄合町」と表す。さらに、丸山町と寄合町二町を
まとめて行政上の区域として表す場合は「両町」と表記する。

【史料一】

丸山町 四拾九ヶ所

右者小島村ノ内丸山ト云野地ニ、遊女屋三軒有之処、或時
三軒共二同時ニ焼失ス、仍テ寛永十九年同村ノ地ヲ開キ、
市中ニ有之遊女屋ヲ此所ニ引移シ丸山町ト唱ヘシム、坪数
四千五百三十八坪、地子銀一貫六十一匁七分二厘年々上納ス
寄合町 五十二ヶ所

右者同年同村ノ内野ヲ開キ、市中諸所ニ有之遊女屋残ラス此
所ニ引移シ、寄合町ト唱ヘシム、坪数五千四百坪八合一勺一
才、地子銀一貫四百二拾九匁二分九厘年々上納ス

『長崎実録大成』

丸山遊廓が開かれる前、小島村の野地には三軒の遊女屋があり、
それが焼失した後、寛永十九年（一六四二）周りの丘を切り崩して
遊廓の敷地が造成された。この地はもとから丸山という通称があっ
た。市街から離れ、東西を崖に囲まれた谷地で、遊廓を建設するの
にふさわしい場所と考えられたのだろう。

先行して市中の主だった遊女屋を集め丸山町がつくられ、後に直
角に交わる形で各地に散在した小さい遊女屋を集め寄合町がつくら
れた。このことに関して、郷土史家の間で遊女屋の発生や移転につ
いて若干解釈の違いがみられた¹⁰。

「寛永長崎港図」(複製、長崎歴史文化博物館収蔵)には、丸山町の地は「太夫町」、古町の地は「寄合町」と記されている。丸山につくられた「寄合町」が古町からの移転と考えられたり、市中の本博多町今博多町の混同などがみられたりした。いずれにしても史料一についての発祥の話が丸山・寄合両町の「由緒書」、「延宝長崎土産」、「長崎名勝図会」の記述と共通しており、集娼の過程をあらわしていると考えてよいであろう。

丸山遊廓は奉行所南西にある小島郷のわずかな平地と面した山裾の地に開かれた。遊廓全体がゆるやかな斜面にあり、大門前は「山の口」という地名で呼ばれた。

丸山町の出入口は単体では大門といい、船大工町の門と重なって二重門とよばれた。雨天出入の時は傘をすぼめて歩かなければならないほど低く狭い門で、諏訪神社の神事「くんち」では、丸山・寄合両町の町印「傘鉾」は、他の町のものより小ぶりで背が低かったという。¹³

三 丸山・寄合両町の支配

丸山遊廓は、長崎奉行所支配の丸山・寄合両町をまとめた通称で、寄合町も単体で遊廓としてあつかわれることがあった。¹⁴【史料一】で見たように、両町成立に若干の時間差があることと、一町としては規模が大きすぎる¹⁵ことから二町に分けて支配されていた。

町内の支配は惣町と同じく乙名、組頭、日行使という町役人が治めていた。

両町乙名は一名ずつ。当初、世襲ではなく町内箇所持町人による入札で選ばれたが、江戸時代後期には丸山町は藤野氏、寄合町は芦刈氏が代々勤めるようになった。役料は、初め惣町乙名と同額の銀

四貫目であったが、後に減額されて銀二貫目となった。役料同様同じ乙名であっても何事につけ惣町乙名より一段低く置かれていた。¹⁶

町内を治める職務は惣町乙名とかわらないが、他町のように貿易に関する業務や旅行、盗賊方など行政上の加役を命じられることがないため役料の増額や職務上の榮譽を得る機会がなかった。

両町乙名を惣町と区別したのは、遊女町独特の職務、他町にはない廓内の風紀取締り、遊女に関わる煩雑な事務に専念させるためであった。さらに、惣町にはない特別な職務として、諏訪祭礼での踊り奉納、犯罪者が死罪に処せられる時の、磔木、獄門台、竹枝等の提供、さらに町内から刑場へ人夫を出したり、牢屋掃除の役を命じられたりするというものもあった。

惣町では各町二人ずつの組頭一人あたりの受用銀が銀三百目であるのに対して、丸山・寄合両町組頭は四名で受用銀は一人あたり銀二百目という違いがあった。日行使は惣町同様に両町とも一人ずつだが、惣町の半額にも満たない受用銀三百目だった。

組頭の仕事は、大まかにいえば乙名の代理として会計を中心とした事務手続きや対外折衝など乙名の職務代理。特別な職務としては、遊女が出島、唐人屋敷に向いた時は現地で待機するというものがあった。常時、唐館蘭館には遊女が入っている状態で、組頭一名は必ず仲宿へ詰める必要があったので、惣町の二倍の人数を要した。¹⁷

乙名、組頭、日行使の受用銀が惣町と比べ低く据え置かれたり、減額されたりしたのは、惣町役人に対する優越を示すだけでなく、遊女町の維持管理に専念することを厳命したということであろう。

一方、奉行所は廓内のもめごとへの介入には消極的であり、町役人の責任で解決を求められたり、逆に、奉行の遊女や遊女出身家庭への同情的な裁きによって梯子を外されたり惣町にはない苦労が

あった。

四 丸山遊女の階層

遊女は遊女屋の商品ともいべき存在であり、さまざまな見地からランクが付けられた。人気のある遊女は上位に置かれ、揚代も高価であった。遊女屋は部屋、衣装、遊女の教養等遊女の付加価値を上げるために投資した。

遊女にとっては収入、待遇、客層が変わるため、職階の上昇は何より切実であった。

吉原遊廓では、当初最上位の遊女を「大夫」と称し、以下「格子」「散茶」「梅茶」と続き、下級遊女「鉄砲」「けん鈍」「囲（かこい）」等の呼び名があった。¹⁸ 流行や景気に左右され、大夫等の称号はなくなり階級と関係ない「花魁」¹⁹ という呼び名が登場した。

丸山遊廓では、遊女の階級として「大夫」「店（見世）」「並」という呼称があったが、大夫以外は厳密ではなく、揚代の根拠として「大夫・店（見世）」に分けられ使用された。

丸山遊廓には、外国人を客にとるという独特の性格があった。出島に居留するオランダ商館関係者と唐船で寄港する唐人たちである。唐人は、元禄二年（一六八九）唐人屋敷に集住させられるまで、市内の民家に分散して生活していたので市民にとって格別親しい外国人であった。元禄元年には、長崎市中の人口約五万人の中に延べ約一万人の唐人男性が暮らしていた。²¹

『延宝版 長崎土産』では、「八百人に及ぶ傾城皆唐人を頼みて渡世をする」実情が記され、逆に唐人の相手をしない「日本行」十人の名をあげて遊女らの詳細をあげている。²²

唐人の相手をしないということが希少価値であり、それを売りに

して、遊女の格をあげるということが「日本行」を置いた商売上の理由であろう。「日本行」の下に「唐人行」と「阿蘭陀行」において、丸山遊女の格式としたが、実質では意味のない形式に過ぎなかった。

『延宝版 長崎土産』では、日本男性が一番格上で、遊女も日本人を相方にするを願っているような書きぶりだが、遊女経験者の口を借りながら、実は男性目線で書かれていることがわかる。「日本行」「唐人行」「阿蘭陀行」は、遊女の相方を決めておくことで混乱を避けるという意味の選別でしかなく、「唐人行」「阿蘭陀行」の遊女であっても日常は日本人客を相手にしていた。²³

当初十人しかいなかった「日本行」の遊女には、外国人を相手にできない特別な事情があったのであり、²⁴ 核心は「唐人行」「阿蘭陀行」を明確に分け、遊女を介して唐人とオランダ人の間で連絡が取れないようにしていたことだと考える。一方、日本人客は、遊女を介して唐人屋敷や出島の情報を簡単に手に入れることが可能であった。

五 遊女の出身地

遊女町の変遷については、前述のとおり博多から来た遊女屋、出身地不明の遊女屋などが丸山の地に集められ丸山遊廓が開かれたことに違いはないが、遊女の出身についての記録は見当たらない。遊女の稼働期間が十年余りと短いため、当初は外から遊女を連れて、商売していた者が遊女の供給元を身近で安定したところに求めるのは当然であろう。関東甲信越などから広く、遊女を集めた吉原でさえも、上級遊女を除く、遊女の七、八割は、吉原近郊の少女を臨時に雇った「雇禿」からの出身であった。²⁵ 人材を大量に雇用するには、身近な地域を供給源とせざるを得なかったのである。

古賀十二郎氏の『長崎市史 風俗編』で、「徳川幕府時代におい

ては、丸山遊女は概ね長崎または近郷のものであった」として
いる。遊女の身元が知れる直接的な史料は、奉公の契約書類や事件事
故などの突発的な記録など個別的でしかも断片しか残されていない
ため、すべてを把握するのは困難であるが、断片の中からは、古賀
氏の指摘通り、長崎市中や近郷の娘たちが遊女奉公に出ている記録
が見いだせる。²⁶

吉原遊廓では「一生不通養子」として、実家から完全に切り離さ
れた形で、遊女屋主人と疑似親子関係を結ぶことを強制されるが、
長崎では、遊女と実家との関係は継続された。

宮本由紀子氏は丸山遊廓では「母親と遊女が自由に往来できる」
関係があったことを指摘し、『犯科帳』の中から、親との関係が原
因で発生した事件を抽出している。

遊女の関係する事件四十二件中八件が親がらみの事件であった。
遊女が主犯というよりも親から悪事を持ち掛けられ、結果として発
覚し罰せられたものがほとんどである。また、残りの事件の記述に
は、遊女の抱先のみが記されており、出身地の明記はない。発覚し
たもの以外にも親がらみの犯罪やトラブルが無数に存在したことは
間違いないだろう。

つまり、共謀できるほど遊女と親は近い距離にあり、それは遊女
の出身地は丸山遊廓の近辺が多かったことの証明の一つであろう。

丸山遊女の具体的な出身地が明記される史料として、明治になっ
て遊女は娼妓と呼び名を変えさせられ、個人営業の許可を得なければ
ならなくなった際の「娼妓鑑札願」²⁸がある。

明治九年から明治二十二年までの間に延べ六十人の娘が娼妓とし
て登録され鑑札を交付されている。四人が廃業後に再び登録されて
いるので重複があるが、すべて十五歳から二十六歳までの若い娘で

あった。

明治九年と十年に免許を受けた娘は合計二十六人。長崎市中出身
者は十九人。隣接の長崎村や浦上村、茂木村等の出身四人。県内他
郡出身二人、熊本県天草富岡一人となっている。いずれも旧長崎奉
行・代官管轄の天領出身者であった。このことは、古賀氏の指摘通
り、丸山遊廓の遊女は長崎市中や近郷出身者が多いということの裏
付けの一つになるであろう。

六 宗旨改踏絵帳

江戸時代の人別帳は人口、住民構成、住民移動を把握できる史料
である。長崎では、絵踏と連動し旦那寺の印形をもらったうえで奉
行所に提出したので「踏絵帳」と名付けられていた。

踏絵帳は両町をはじめ惣町すべてで作成され、保管が義務づけら
れていたが、明治になって多くが散逸した。その中で比較的まとまっ
て保存されているのが桶屋町の踏絵帳である。²⁹

桶屋町の踏絵帳は、寛保二年（一七四二）から元治元年（一八六四）
百二十二年間で百九冊（十三年間分が欠落）保存されている。表題
が「桶屋町中家持借家宗旨改踏絵帳」「桶屋町元来宗旨改踏絵帳」「桶
屋町宗旨改踏絵帳」と変化していることを除き、書式は統一されて
おり、表紙には和暦年号、表題、踏絵日（正月六日に固定）町役人
名（乙名、宝暦八年から組頭も）が記されている。

記載は世帯ごとに区切っており、宗派、旦那寺名（印形）年齢、
世帯主氏名（印形）、世帯主との関係、氏名（印形）と続く。借家
人は家主の名を氏名の頭に書いている。編集や統計、移動記録がわ
かる記号として、年度内変動がない「正」、転入者「入」、転出死失
「出」が宗派の上に記されている。また、出生、転入、転出、欠落、

長期旅行などが朱書されている。死亡の場合は、氏名に朱線か氏名の上に●を書いている。絵踏後に奉行所に提出し、返却された後は、住民の移動変動の管理に使用されていた。

ここで注目したいは、住民移動の中に丸山町、寄合町へ出るという転出記録。文化十一年（一八一四）を例にとると、桶屋町の人口四百七十三人（男二百五十二人、女二百二十一人）の内、移動二十二二人。丸山町二人（女子十一歳二人）寄合町三人（女子九歳、十歳、十七歳）他町へ十七人、男十人（三歳～五十六歳、平均二十九・七歳）、女七人（二歳～五十七歳、平均二十二・一歳）。

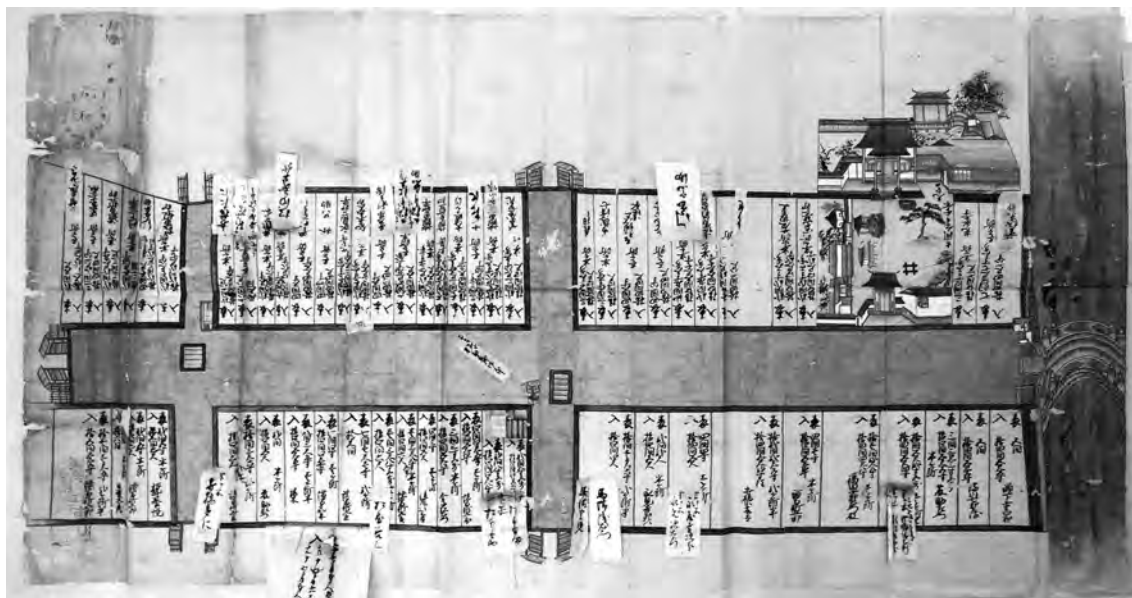
住民移動はすべて長崎市中の他町であることまではわかるが、その理由について記載はない。転出理由が結婚、就業、養子など、さまざまな状況下で、現在で例えると小学校高学年くらいの女子が一人家族と離れ、丸山・寄合両町に移動するということは、他町への移動とは明らかに背景が異なる。

もちろん、養女であったり下女奉公であったりする可能性は否定できないが、両町の下女は年配者であったり他国からの出稼ぎであったり、十歳程度の少女を雇う家はなかった。

つまり、例外はあるにしても両町に移動した少女の大部分が遊女奉公に上がったと解釈せざるを得ない部分があるのである。このような前提で、百年余の中で両町へ移動した少女たちの足跡をたどることは、遊女の供給元について解明する手段になると考える。

七 長崎市中桶屋町

「文化五年市中明細帳」「文化五年桶屋町宗旨改踏絵帳」によれば桶屋町の規模は次の通りである。



【図二】「桶屋町図面」長崎歴史文化博物館収蔵 ト13 - 118

【史料二】

- 一 坪数 四千百七十二坪四合一タ三才
此御地子銀一貫二百六十七匁
- 一 箇所数 五十八箇所 内二箇所八増箇所
此被下銀七貫七百七十二匁
- 一 竈数 二百五竈 (家持三十一竈 借家百七十四竈)
- 一 人別 四百八十一人 内男二百四十人 女二百四十一人

桶屋町は、市中外町に区分され、町の役は陸手組。今紺屋町、古町、今博多町、大井手町と五町組を成し、筑前藩の御宿町であった。箇所数や人口など惣町で中位を占める平均的な町といえるだろう。³³

桶屋町乙名は、当初品川氏、田中氏であったが、元禄から幕末までは藤家が勤めた。³⁴

桶屋町は町人が集住する地区にある箇所数や人口から見て中規模の町で、町名の通り、かつては桶職人のいるような職人や商売人の町であった。文化五年の住民の総人数四百八十一人。内訳は箇所持百二人、家代十五人、借家人三百六十四人であった。家代は、借家人であるが江戸下町の大家のように町外居住の家主の代理で町の役を務める者で、町の準構成員として世襲もあった。住民の約二十パーセントが箇所持、約八十パーセントが借家人という住民構成であった。

八 桶屋町少女の遊女奉公

享和二年（一八〇二）から桶屋町乙名として勤めた藤貞四郎は、住民の移動や旅行などを踏絵帳に細かく記録し、後継の子惣太夫も父の記述を引き継いだため、親子二代に及ぶ正確な記録を残している。



【図三】「文化十一年桶屋町宗旨改絵踏帳」部分
長崎歴史文化博物館収蔵 11 - 1 - 1 - 71

る。この期間、嘉永四年（一八五二）までの約五十年間を抽出し桶屋町から丸山・寄合両町との住民移動を把握したい。

記録の欠落、両町への転出者がいない年が十一年。丸山・寄合両町に出た娘は計七十五人。特に年間五人という年もあったので、一律とはいかないが傾向としてとらえれば、最年少七歳、最年長十八歳、転出時の平均年齢十二歳。年季が明けたものか再び桶屋町へ戻った娘が三十八人、平均年齢二十五歳、平均奉公期間約十四年となる。現代の小学校高学年あたりで奉公へ出て、四年ほど禿として修業

【表一】 桶屋町から丸山町寄合町への移動者（享和～嘉永）

	和暦	西暦	名前	年齢	奉公先	旦那寺	籠筆頭者	関係	年季明
1	享和2	1802	いち	12	寄合町	永昌寺	せき	母	
2			かめ	11	寄合町	永昌寺	松次郎	父	
3			やす	9	丸山町	大音寺	辻松	父	
4	文化3	1806	わか	12	寄合町	皓台寺	群八	父	
5			とら	13	寄合町	正覚寺	半次	父	文政2
6	文化4	1807	とく	12	寄合町	皓台寺	群八	父	文化10
7			かめ	9	丸山町	西勝寺	清蔵	父	文政11
8			はし	11	丸山町	本蓮寺	貞順	家内	
9	文化5	1808	ひろ	11	寄合町	長照寺	亀屋次郎	父	
10			ゆう	16	寄合町	本蓮寺	忠介	父	
11			はつ	11	寄合町	聖徳寺	恵範	家内	文政11
12	文化6	1809	くま	9	寄合町	光源寺	作五郎	父	
13			いそ	13	寄合町	永昌寺	忠八	父	文政3
14	文化7	1810	さく	12	丸山町	光源寺	作五郎	父	
15	文化8	1811	よね	9	寄合町	光永寺	宮松	父	文政13
16			みさ	11	寄合町	三宝寺	和三次	父	天保14
17			たき	9	丸山町	光永寺	伊三郎	父	
18			こま	12	寄合町	皓台寺			
19	文化9	1812	ひさ	11	寄合町	皓台寺	かる	祖母	
20			もと	15	丸山町	光永寺	孫四郎	父	文政6
21			きよ	11	丸山町	永昌寺	忠八	父	文政8
22	文化10	1813	さと	16	寄合町	皓台寺	けん	母	
23			くま	9	寄合町	深崇寺	太三次	父	
24	文化11	1814	くら	10	寄合町	皓台寺	いね	母	
25			たつ	11	丸山町	西勝寺	五平次	父	文政12
26			さた	17	寄合町	本蓮寺			
27			みよ	11	丸山町	三宝寺	和三次	父	文政13
28			きん	9	寄合町	光源寺	和三次	父	
29	文化14	1817	たね	11	寄合町	深崇寺	徳太郎	父	天保2
30	文化15	1818	たつ	9	寄合町	光源寺	和三次	父	天保8
31			ふさ	14	丸山町	正覚寺	たつ	家内	
32	文政2	1819	しか	14	寄合町	永昌寺	しけ	祖母	
33			こと	16	寄合町	勸善寺	喜平太	父	
34	文政3	1820	まつ	12	丸山町	長照寺	清五郎	兄	
35			ひさ	16	寄合町	光源寺	作太郎	父	
36			いわ	8	寄合町	聖徳寺	ふな	母	
37	文政4	1821	とき	18	丸山町	永昌寺	源右衛門	父	
38	文政5	1822	こま	8	寄合町	光源寺	いそ	母	天保11
39			すえ	10	寄合町	光源寺	はる	母	天保4
40	文政7	1824	つね	17	寄合町	深崇寺	いそ	家内	天保4
41	文政9	1826	えん	7	寄合町	三宝寺	惣兵衛	父	
42			かる	14	寄合町	永昌寺	留吉	父	
43			とめ	12	丸山町	光永寺	留五郎	父	
44			わさ	10	丸山町	光永寺	留五郎	父	天保15
45	文政10	1827	やえ	12	寄合町	皓台寺	惣助	兄	天保9
46			つる	14	寄合町	光雲寺	三次	父	天保12
47	文政11	1828	よね	12	寄合町	深崇寺	忠八	父	
48			さな	8	寄合町	深崇寺	宗作	父	天保15
49	文政12	1829	みつ	13	寄合町	聖徳寺	ふな	母	
50	天保2	1831	えい	11	寄合町	光永寺	清介	父	
51	天保4	1833	くま	16	寄合町	三宝寺			
52	天保5	1834	みつ	15	丸山町	皓台寺	虎吉	兄	
53	天保6	1835	のぶ	15	寄合町	大光寺	寅之助	兄	
54	天保7	1836	くま	15	丸山町	三宝寺	平蔵	父	
55			えい	15	寄合町	本蓮寺			
56			らく	8	寄合町	深崇寺	つる	家内	
57			よね	12	寄合町	深崇寺	乙吉	父	
58	天保8	1837	まち	15	丸山町	大光寺	実蔵	父	
59			くに	16	丸山町	大光寺	茂平	父	
60	天保9	1838	とさ	15	寄合町	皓台寺	虎吉	兄	
61			とら	12	寄合町	皓台寺	虎吉	兄	
62			たま	7	寄合町	大音寺	まん	母	
63	天保10	1839	みや	13	寄合町	正覚寺	しお	母	
64	天保11	1840	ふく	14	寄合町	皓台寺	林蔵	父	
65	天保12	1841	やす	12	寄合町	延命寺	与之助	父	
66			たま	15	寄合町	正覚寺	つや	母	
67			つね	14	寄合町	浄安寺	千蔵	父	
68	天保13	1842	つる	13	寄合町	大光寺	惣兵衛	父	
69	天保14	1843	むめ	12	丸山町	大光寺			嘉永3
70			つま	13	寄合町	光永寺	猪之吉	兄	
71			みつ	15	寄合町	大音寺	はき	母	
72	天保15	1844	しも	8	寄合町	永昌寺	正蔵	兄	
73			えの	11	丸山町	勸善寺	恒吉	父	
74	弘化4	1847	かね	9	寄合町	光永寺	さく	母	
75	嘉永4	1851	もと	14	丸山町	光源寺	辰三郎	父	

「桶屋町中家持借家宗旨改踏絵帳」
「桶屋町元来宗旨改踏絵帳」
「桶屋町宗旨改踏絵帳」
長崎市立博物館収蔵 藤11-1-1-109より作成

した後十年間遊女奉公するという典型が見える。桶屋町出身の娘たちの家庭環境はほぼ全員が借家人であった³⁵。

市中で中規模の桶屋町は、特別に丸山・寄合両町と関係が深い町というわけではなく、他町も同様に娘たちを遊女奉公へ出していたと考えられる。

文政八年（一八二五）勝山町の踏絵帳（断片）³⁶には、町内馬田猪十郎借家いね（三九）娘しま（一四）が寄合町へ転出している。同年、桶屋町から両町への転出はなく、寄合町からきよ（二五）が弟元之助（二一）の竈に転入している。

文化八年（二八一）八幡町えい家代卯右衛門（四二）娘みね（一三）が寄合町へ転出。高木作右衛門借家郡八（五九）娘えい（二九）が丸山町から八幡町へ転入している³⁷。同年の桶屋町では丸山町二名、寄合町一名の転出があった。このように、桶屋町だけが特別ではなく、他町も桶屋町同様に借家人の娘たちが丸山遊廓へ遊女奉公に行くということを決して珍しい事象ではなかったと考えたい。

九 奉公へ行く娘たちの家庭

桶屋町の踏絵帳は、竈別に記入されており、多く場合は家族単位であったが、一人暮らしや転入者たちを集めた寄せ竈も見られた。娘を遊女奉公に出す家は一様に貧しく、竈の構成も複雑な所帯が多かった。その中から、二例をあげてみたい。

文化六年（一八〇九）桶屋町打橋借家に住む佐十郎（五六）の竈に娘よし（二四）が年季明けで帰ってきた。よしは、寛政八年（一七九六）十一歳で寄合町へ出た。およそ十三年の奉公であった。佐十郎は血縁関係のない養父。よしが奉公に出た年に母もとと佐十郎が夫婦となったため、よしは年季明けで戻ってきたときには佐十

郎の娘という立場になっていた。母もと（六六）は佐十郎と離縁し高齡で別の竈におり、よしの帰宅後すぐに死亡している。もとの死後今紺屋町からこの（一五）という女子がよしの娘として同じ竈に入り佐十郎の孫となった。

年齢的にこのとよしとの親子関係は考え難く、佐十郎、よし、この、全く赤の他人同士が家族のように一つ竈に集まった。やがて、よしとこのは欠落し行方不明となる。さかのぼって調べるともととよしとが血のつながった親子であったのかも疑わしい。このように近代民法の概念では家族とはいえないよしの竈であったが、血縁ではなく見せかけの擬制的親子関係であった寄せ竈は大きな遊女供給源であった³⁹。

文化二年（一八〇五）和三次（四〇）はる（三〇）夫婦は、茂木村から職を求めて桶屋町に入った。長崎市中では日用の仕事など何とか飢えずに暮らせるため、周辺郷村からの転入者が多かった。夫婦は六人の娘を産み、その内五人を丸山・寄合両町へ遊女奉公に出した。

長女みさは文化八年から天保十四（一八四三）年の三十二年間寄合町にいた。年季を終えそのままどまっていたようである。下女奉公をしていたのか、才を見込まれてやり手を勤めたものか戻った時には四十三歳になっていた。二女みよは文化十一年から文政十三年（一八三〇）までの十六年間、四女たつは文化十五年から天保八年（一八三六）の九年間、五女すえは文政五年から天保四年までの十一年間といずれも長期間丸山遊廓で働いた。三女きんは文化十一年寄合町へ奉公に出たが、その後は不明である。身請けされ他町へ出たか、病気で亡くなったのかわからない。六女るいだけは遊女奉公へ出ることなく勝山町へ嫁ぎ、その後も母や姉との関係を保ち、母はるの最

期を取ったようである。

十 遊女奉公の契約

遊女になるということは、実質的に人身売買であるにもかかわらず、法令により厳しく禁止されていたため、遊女屋と遊女は勤奉公⁴⁰という雇用関係で結ばれていた。

丹野勲氏は「多くは奉公契約の形式で雇われ、給金は一般の下女奉公などに比して高額ではあったが、例外なく前借（実質的には身代金）の形をとったほか、病死・頓死の場合の死後、特約文言が付されたり、縁付（妻や妾として）や転売の自由などを抱え主に対して特約するなど、人身売買的特質を強く有していた⁴¹」としている。ここでは、遊女奉公の契約から長崎の遊女たちに付された条件を探り、どのような制限下で奉公していたのか探っていきたい。

古賀十二郎氏は「遊女奉公は、唯養何年、遊女奉公十ヶ年、以上二つの場合の増年と、三種に大別する事ができる⁴²」とし、宝暦の傾城奉公請状と慶応の遊女奉公請状を比較した。

傾城（遊女）請状とは、親置主、請人、奉公人三名より抱主に差し出す請書で、奉公人の身代銀証と遊女奉公契約承諾書であった⁴³。

宝暦の請状を例にすると以下のような項目が記載されていた。①奉公年限、②身代銀受領、③契約についての苦情、④無作法無勤、⑤下仕へ降格、⑥親の暇乞い、⑦逃帰りの連れ戻し、⑧遊女の窃盜、⑨遊女の質入れ、⑩他者からの身請、⑪病死不慮の死、以上十一項目にわたって、抱主が迷惑を被らないように取り決めている。

続いて、慶応の請状を宝暦のものと比較して、増加した項目を次のようにまとめている。①遊女外出制限、②遊女妊娠、③抱主その他との出入、④勤引、⑤密事、⑥怠勤の増奉公、⑦取替銀渋滞によ

る増奉公、⑧遊女の無心、⑨奉公中出来の取計い、⑩家風に背く行為。以上について古賀氏は「遊女の自由を束縛して余す所無きが如き観がある⁴⁴」と記している。

本馬貞夫氏は、古賀氏の提示した宝暦・慶応の差異について、「江戸中・後期に抱主側を悩ます種々の事例があつて、証文内容の変更は、そうした事例への遊女屋の対応を集約したものとすることができよう⁴⁵」と評価している。また、複数の請状を分析することで、請状の記載項目が慶応の請状へ収斂されていく過程を明らかにしている。

請状の変化は、抱主の事情という主因があつて、その原因が遊女をめぐる出身家庭や町にからむトラブルであつたと思われる。

慶応の請状に含まれる「遊女の外出」、「遊女の妊娠」、「密事」、「怠勤」、「遊女の無心」等は、抱主である遊女屋を悩ませていたものの裏返しとして明記せざるを得なかったものであろう。

「密事」とは、遊女屋の主人や経営側の男性と抱の遊女が男女の関係になるということ。吉原では楼内の男衆と遊女、新造、やり手などと私通することは厳禁とされ、発覚した場合は解雇の上、廓内から追放された⁴⁶。もちろん楼主が同様の行為をとれば、楼内にしめしがかず経営者失格と考えられた。このようにあつてはならないことを前提として請状に明記しなければならないほど丸山遊廓の風儀が乱れていたことの表れであろう。

同様に、「遊女の外出」では、無断で頻繁に外出・外泊する遊女、「遊女の妊娠」では産前産後の休養まで明記するほど出産が一般的だったことを表している。勤務態度についても怠勤、無心は数多かったのだろう。

禁止事項を証書に明記し、一筆として保存するということは、ト

【表二】丸山町寄合町から桶屋町への移動者（寛政～嘉永）

	和暦	西暦	名前	年齢	奉公先	旦那寺	竈筆頭者名	関係	行方
1	寛政9	1797	やさ	27	丸山町	光永寺	竹下金四平	家内	3月今鍛冶屋町へ出る
2	享和3	1803	よし	26	丸山町	浄安寺			
3	享和3	1803	しな	27	丸山町	長照寺			同年中紺屋町へ出る
4	文化4	1807	かつ	9	丸山町	深崇寺	いそ	姉	文化13年死亡
5	文化6	1809	よし	24	寄合町	浄安寺	佐十郎	父	文化10欠落
6	文化6	1809	はる	27	寄合町	皓台寺	まさ	母	天保7今紺屋町へ出る
7	文化10	1813	とく	19	丸山町	皓台寺	儀兵衛	従弟	文政10欠落
8	文化11	1814	まさ	19	丸山町	本蓮寺	忠助	父	文化14死亡
9	文化15	1818	くら	15	寄合町	皓台寺	いね	母	文政3死亡
10	文政2	1819	とら	26	寄合町	正覚寺	やす	家内	12月西上町へ出る
11	文政3	1820	いそ	25	寄合町	永昌寺			文政6銅座跡へ出る
12	文政3	1820	つね	25	丸山町	本蓮寺	徳兵衛	父	12月船大工町へ出る
13	文政6	1823	もと	26	丸山町	光永寺	孫四郎	父	天保7死亡
14	文政7	1824	さと	27	寄合町	本蓮寺	弥三次	父	文政8北馬町へ出る
15	文政8	1825	きよ	24	寄合町	永昌寺	元之助	弟	文政12欠落
16	文政11	1828	しか	29	寄合町	大光寺	帯屋久蔵	義父	結婚・2子出産
17	文政11	1828	はつ	32	寄合町	聖徳寺			12月榎津町へ出る
18	文政11	1828	かめ	31	丸山町	西勝寺			天保3船大工町へ出る
19	文政12	1829	たつ	26	丸山町	西勝寺	五平次	父	天保3炉粕町へ出る
20	文政13	1830	よね	28	寄合町	光永寺	宮松	父	天保15死亡
21	文政13	1830	みよ	28	丸山町	三宝寺	はる	母	弘化2勝山町へ出る
22	天保2	1831	たね	27	寄合町	深崇寺			2子出産
23	天保4	1833	つね	27	寄合町	深崇寺	長次郎	弟	
24	天保4	1833	すえ	22	寄合町	光源寺	はる	母	嘉永2死亡
25	天保6	1835	つね	29	寄合町	大光寺	吉太郎	父	天保5欠落
26	天保8	1837	たつ	29	寄合町	光源寺			天保15死亡
27	天保8	1837	つる	25	寄合町	光雲寺			同年丸山町へ出る
28	天保9	1838	やえ	24	寄合町	皓台寺	丈大夫	弟	
29	天保11	1840	こま	26	寄合町	光源寺	貞吉	夫	結婚
30	天保12	1841	つる	27	丸山町	光雲寺			12月本五島町へ出る
31	天保13	1842	まち	20	丸山町	大光寺	ゆく	母	
32	天保14	1843	こと	27	寄合町	深崇寺	九兵衛	夫	結婚・2子出産
33	天保14	1843	みさ	42	丸山町	光源寺	はる	母	
34	天保15	1844	さな	25	寄合町	深崇寺	重次郎	弟	弘化2出奔
35	天保15	1844	わさ	29	丸山町	光永寺	豊吉	弟	嘉永3本五島町へ出る
36	天保15	1844	みつ	25	丸山町	皓台寺	わき	母	弘化2出奔
37	嘉永3	1850	たき	28	寄合町	皓台寺			嘉永4年今紺屋町へ出る
38	嘉永3	1850	むめ	20	丸山町	大光寺	喜蔵	家内	

「桶屋町宗旨改踏絵帳」から作成

ラブルがあつた時のための備えである。請状の存在は、遊女の実家や出身町の住人、遊女の関係者までもが事態を複雑にさせ、遊女屋や遊廓、両町役人を困らせていた事例があつたことを示している。⁴⁷

十一 年季明けの遊女

丸山遊女の年季明けについて考察する前に、吉原遊廓の年季明けが、どのように見られていたのか一例を紹介したい。

【史料三】

さてまた右体種々の苦患を凌ぎ、死をも免れ、首尾よく年季を勤め上げたりとも、一旦売女に墮ちたるものは再び素人には復りがたく、一生廢れたる人なる故に、売女にするを地獄へ墮すといふ

（『世事見聞録』⁴⁸）

年季の明けた遊女に対する世間一般の見方は史料三の示す通りであろう。著者武陽隠士は、過酷な体験を経て、無事年季明けを迎えたとしても元遊女は廢人となり素人には戻れないとする。また、「売女を家の女房にする時は必ず身上破滅の基なりとて、一家親族のもの忌み嫌ふ事なり」と元遊女との婚姻についても否定的であつたことを伝えている。

今日の価値観で当時の意見を裁く資格はないが、江戸吉原を対象とした個人的な見解を一般化して考えることには無理があるだろう。

「延宝長崎土産」は、筆者と元遊女の問答をもとに書かれているが、物知りの元遊女は楼主の後家と元やり手という設定であつた。元遊女の成功者として、廓に残り関係者と結婚したり、経営のスタッフ

となつたりする事例は多かつたのだろう。

年季明けの遊女たちのその後については、【史料三】に対して、見初められて幸せな結婚をすることもあつた、馴染み客の妾になつた元遊女もいたといった伝聞をもとに少数の例がみられるが、ほとんど不明であつたということが実態であろう。

江戸時代吉原の遊女を読んだ川柳に「傾城が客を見立てる二十七」というものがある。年季明けが迫ると客の中から、所帯をもてそうな男を遊女が見繕うという意味だが、身請けや年季明けが遊女にとつて、解放だけを意味するのではなく、進路について自分で決定しなければならぬという岐路を表現したものである。

江戸吉原の場合、遊女の実家は遠国であつたり、遊女に出さないと存続できないほど貧しい家庭であつたり、実家に戻るの難しかった遊女が多かつたのではなからうか。

それでは、長崎では、遊女はどのように見られ、彼女らの年季明けとはどのような意味があつたのだろうか。

【史料四】

①ヨーロッパでは個人が自分で売春するのであつて、だからこそ本人が社会から蔑視されねばならない。日本では全然本人の罪ではない。大部分はまだ自分の運命について何も知らない年齢で早くも売られていくのが普通なのである。子どもは両親の家を後にして喜んで出ていく。おいしいものが食べられ美しい着物が着られ、楽しい生活ができる寮制の学校にでも入るような気持ちで遊女屋に行く。

②二十五歳に達すると、この娘たちは再び自由の身になる。借金⁴⁹の抵当に働くこと、すなわち年季奉公もやめられ、私がこ

んなことをいうと、みなさんはさぞ驚かれるだろうが、彼女らは尊敬すべき婦人としてもこの社会に復帰するのである。

(『ボンペ日本滞見聞記』)

【史料四】は、幕末の長崎で近代的な医学教育を行ったボンペの記述である。①は、遊女は本人の意思ではなく、貧しさのため遊女屋へ売られるのであり、決して本人の罪ではない。補足すれば、親孝行の娘という見方を世間からされていたという目撃証言である。②は年季明けの遊女は、偏見もなく一般市民の生活に戻ることができるといふことであろう。

古賀十二郎氏は「嫖客が長崎人である場合などは、男も女も、互いに身元を知合ひ、互いに心を許しあひ、自然恋仲深くなり、情交濃やかになる傾きがあった⁵³」と記述し、地元出身者同士が結びつく可能性に言及している。

このように、吉原遊廓と比較して丸山遊女に対する偏見が少なく、結婚も一般的であったという見方について、桶屋町の事例をもとに確認していきたい。

十二 桶屋町に帰ってきた年季明けの遊女たち

寛政九年(一七九七)から嘉永三年(一八五〇)までの五十三年間で、丸山・寄合両町から桶屋町へ転入した住民は、三十八人。全員が女性である。ほとんどが二十代半ばから後半で、その内十九人がもともと桶屋町出身の女性であった。

両町で過ごした期間や年齢から、この中の多くが遊女奉公に出た娘たちと考えたい。前述したように、平均年齢二十五歳、平均奉公期間約十四年というデータになる。

町を出た時の竈主は、父四十三人、母十二人、兄八人、祖母二人、一人竈・寄せ竈十人であった。一方、遊女奉公を終えて桶屋町に転入してきた女性たちが入った時の竈主は、父九人、母七人、弟五人、姉一人、夫二人、一人竈・寄せ竈十四人であった。

個人差を均していえば、約十四年間という期間に父が死亡し、兄が新しい竈で独立し、元の竈は老いた母や弟が守っているという竈状況に変化したのであろうか。また、元の竈に戻らず、一人竈をつくったり、町の都合で寄せ竈へ入ったり、娘から女性へと成長する間の長いブランクが数字に表れているようである。

それでは、桶屋町に戻った彼女たちが、その後どのような進路をたどったのか「踏絵帳」の記載をもとに追跡したい。

① 他町への転出

三十八人の内、桶屋町から長崎市中の他の町へ転出した者は十六名。今紺屋町、本五島町、船大工町に二人の転出者があったが、残りは今鍛冶屋町、中紺屋町、西上町、北馬町、榎津町、炉粕町、勝山町、本石灰町、丸山町、銅座跡に一人ずつの転出となっており、特定の町への集中や偏りは見受けられない。

他町へ転出する理由については記載がない。結婚、就業、相続などの可能性があり、新たな町で新たな人生を再スタートさせたものであろう。この中で本石灰町、船大工町、丸山町、銅座跡には煮売屋をはじめ飲食店も多いことから、女性労働力のニーズは高かった。

② 死亡

死失については、嘉永三年(一八五〇)までの桶屋町「踏絵帳」で確認できた者は七名。名と死亡時の年齢を記載すると次のように

なる。かつ（一八）、まさ（二二）、くら（一七）、もと（三九）、よね（四二）、すえ（三八）、たつ（三五）。

かつとまさは低年齢でなおかつ桶屋町から転出した記録がないので、遊女奉公へ出た娘には当てはまらないかもしれない。

くらは文化十一年（一八一四）十歳の時に母いねとの二人竈から寄合町へ出た。同十五年十五歳で桶屋町へ帰り二年後死亡している。何らかの病気や事故で帰り、家で養生していたのだろうか。

もとは、文化九年に十五歳で丸山町へ出て、文政六年（一八二三）二十六歳で帰った。同様によねは、文化八年に出て、文政十三年に帰る。この時二十八歳。すえは、文政五年に出て、天保四年（一八三三）に二十二歳で帰る。たつは、文化十五年に出て、天保八年に二十九歳で帰った。

桶屋町全体で見ても、遊女奉公から帰った女性たちの死亡年齢が突出して若いことや、年季明けからわずかの間に死亡する遊女が多かったという傾向は認められない。

では、遊女奉公期間中に死亡率が高かったかというところ。「寛政九年正月 寄合町元来宗旨改踏絵帳」によれば、源氏名を持つ遊女・禿など、合計四百八十三人中一年間で死亡した遊女は、西田佐太郎抱遊女琴柱（一九）一人であった。一例にしかな過ぎないが極端に低い死亡率は、くらのように病弱な娘を実家に帰し養生させていたということも考えられないだろうか。

③ 欠落

ここでいう欠落とは、無届で正月六日の踏絵に来なかった者のことを指す。踏絵帳には一律に「正月五日夜欠落」とあるが、前年の正月六日夜から一年間で行方不明になった者で、月日は特定できない。

い。

夜逃げや無許可での旅行、交通事故に巻き込まれるなどさまざまな理由で欠落ということになるが、しばらくして立ち帰り、また何事もなかったかのように住民に戻るケースも多かった。

桶屋町で元遊女と思われる欠落者は六人。名と欠落時の年齢は次のとおりである。よし（二五）、とく（一九）、きよ（二八）、つね（二八）、さな（二六）、みつ（二六）であった。

④ 結婚・出産

出産が許されなかった吉原と違い、丸山遊女は公に出産が認められていた。産前産後の休業や養育についての細かい指示も長崎奉行所から受けていた。⁵⁵

桶屋町の踏絵帳には、老人世帯に突然新生児が書き加えられ、しばらくすると丸山・寄合両町から年季明けと思われる女性が転入してくるという記載を見ることができる。

転入女性と幼児の間柄に母子という関係が記載されるので、その女性が出産したものと思われる。奉行所からは遊女が出産した子は実家で養育するようにと指示があり、⁵⁶結果として年季明けに晴れて親子として暮らせるような配慮となった。

丸山・寄合両町から桶屋町へ転入後に出産した女性は四人。その中の二人は嫁入り後に出産した。

文政十一年（一八二八）桶屋町筒所持町人帯屋久蔵（六四）の竈に丸山町からしか（一九）が入り、倅俊達（三八）の女房になった。前年には嫁入りに先駆けて、長女むらが誕生しており、翌年嫁入りと同じ年に二女つるが誕生した。天保四年（一八三三）同五年に長男寿三郎、次男辰三郎を出産し、あわせて四人の母となった。

事情があったのか、翌六年には家族六人で久蔵の借家に移り別竈をつくった。しかが元遊女であったという記載はないが、嫁入りに先駆けて長女を出産したこと、結婚出産後実家と別れて独立したことなど、遊女であった可能性は高いと考えている。

天保十四年、桶屋町箇所持町人竹下九兵衛（三〇）の竈に、寄合町からこと（二七）が嫁入りした。九兵衛にはすでに二人連れ子がいた。九兵衛は、天保三年三歳年上のみつを娶り、新蔵、庄蔵の二子を得た。事情は不明だが同六年みつは二人の子を残して銀屋町へ去り、同八年一旦戻ったものの同十年子弥三郎を出産後今度は本五島町へ出た。再び戻ってこなかったので離縁したのであろう。九兵衛は同十二年箇所持町人となり屋号竹下屋を名乗り、同十四年に丸山からことを嫁に迎えたのであった。みつの産んだ弥三郎は九兵衛の父文六と同じ竈に残してことと再婚したわけだが、二人の間にも弘化四年（一八四七）勝三郎、嘉永二年（一八四九）よしの二子が生まれている。

天保二年、寄合町から桶屋町へ、たね（二七）が転入した。たねは、文化十四年（一八一七）打橋小藤太借家徳太郎竈の家内から、寄合町へ転出したものだった。徳太郎と女房いそは、文化七年本紙屋町と大黒町からそれぞれ転入して夫婦となり、新しい竈をつくった。この竈には、文化十一年大黒町より居町弘⁵⁷を受けた次三郎（二六）が同年三月隣の今紺屋町へ出るまで家内となった。次三郎といその関係は不明である。文化十二年大黒町より、たね（二二）、つね（八）二人が竈へ入った。いそとの関係は定かではないが、熊太郎といその間に生まれた長次郎、こまと兄弟のように暮らしていたのではなからうか。

たねが寄合町に出た翌年、徳太郎は死亡し、いその竈は長次郎、

こま、家内のつねとなった。こまは文政五年、八歳で寄合町へ出、遅れてつねは文政七年（一八二四）寄合町へ出た。竈から三人の娘が寄合町へ出たのであった。たねが天保二年、つねが天保四年、こまが天保十一年桶屋町へ戻った。

たねは天保二年戻った年に菊太郎を出産している。また、同年つる、同四年むめという新生児を竈にいられているが、たねの子ではない。同五年に、つる、むめはよその竈に出、さらに菊太郎が死亡し、たねは一人竈になった。同七年たねは酒屋町へ転出し、その後はわからない。子を失くした痛手から再スタートできたのだろうか。また、つる、むめは誰が産んだ子であったのか知りようがない。

徳太郎といその長女こまは、天保十一年桶屋町へ戻り、貞吉（二八）と結婚し所帯を持った。子はなく、同十五年貞吉と死別した。つねは、天保四年弟長次郎の竈に戻ったが、翌五年欠落した。

やえは、文政十年（一八二七）兄惣助の竈から寄合町へ出て、天保九年（一八三八）桶屋町に戻った。竈は弟丈夫と二人だったが、同年丈夫は本覚寺へ入り、やえは一人竈になった。同十一年娘ひろを出産。しかし同十五年ひろと死別し、以後一人竈になった。やえは、嘉永四年まで桶屋町に一人で暮らしていたことがわかるが、それ以降は記録がなく、どこでどのように人生を終えたかはわからない。

このように、丸山・寄合両町から桶屋町へ入り、結婚や出産をした女性たちは、早く連れ合いに先立たれたり、子を失くしたり、決して平坦な半生ではなかったかもしれない。しかし、それを不幸であるとか遊女として過ごした日々原因があるとか、後世の人間が語るべきことではなからう。本稿では丸山遊廓で遊女奉公を終えた女性たちは、新たなスタートを切ることが可能であったと言及する

にとどめたい。

十三 むすびに

本稿は、冒頭で述べた通り、遊女の出身地にあわせて年季明けの遊女がどのような「その後」を送ったのかを探ることにより、長崎遊廓社会の一端を明らかにしようと試みたものである。簡単にまとめれば次のようになるだろう。

江戸吉原を代表とする公認の遊廓の中で、丸山遊廓は、共通の規則やしきたりを守りつつ、独自の性格をもっていた。それは、長崎が対外交易港として都市の中に外国人を抱え込んでいたため、外国人を客としていたこと、遊女のほとんどが長崎市中や周辺の郷村出身であったこと、遊女は比較的自由度が高く、奉公へ行ってからも実家と結びついていたことなどが特徴であった。その結果として、年季明けの遊女たちは出身の町へ戻ったり、結婚出産したり、一般的な生活を取り戻すことが可能であった。

長崎の遊廓社会は、遊女やそれを取り巻く人々や同類の業者の営む小社会にとどまらず、長崎全住民に関連する都市的規模をもったスケールの社会だったのであるかと思える。

今後の課題として、長崎遊廓社会の全体像を把握するために、遊女が都市長崎にとってどのような存在であったのか、また、遊女を支える人々の存在や行政の仕組みはどのようなものであったのかを、明らかにする必要があることを明記しむすびとしたい。

(長崎市長崎学研究所長)

注

¹ 「昭和三十一年法律第百十八号売春防止法」昭和三十一年五月二十四日交付、昭和三十二年四月一日施行。第一条から第四十条までであり、附則がつく。ここでいう売春とは「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること」をいう(第二条)。

² 「法令全書・明治五年」(国立国会図書館デジタルコレクション)明治五年十月二日太政官布告第二九五号。「人身売買ヲ禁シ諸奉公人年限ヲ定メ芸娼妓ヲ開放シ之ニ付テノ貸借訴訟ハ取上ケスノ件」いわゆる芸娼妓解放令で、遊女を娼妓、遊女屋を貸座敷と改称した。³ 渡辺庫輔「丸山花街史」『観光と文化長崎』一九五二年、二二頁。丸山遊廓成立以前の俗謡に「やまの三軒家」という歌詞が見えることから、丸山の野地一帯を古くから「やま」と呼んだ可能性を指摘している。

⁴ 塚田孝編「遊廓社会」『都市の周縁に生きる』二〇〇六年、吉川弘文館、四四頁

⁵ 佐賀朝・吉田伸之編著『シリーズ遊廓社会1 三都と地方都市』二〇一三年、吉川弘文館、一五頁

⁶ 佐賀朝・吉田伸之編著『シリーズ遊廓社会1 三都と地方都市』二〇一三年、吉川弘文館、一八七〜一九八頁

⁷ 佐賀朝・吉田伸之編著『シリーズ遊廓社会1 三都と地方都市』二〇一三年、吉川弘文館、二一三頁

⁸ 中野栄三『廓の生活』雄山閣、一九九三年、三頁

⁹ 『長崎実録大成』(長崎歴史文化博物館収蔵 二三・一・三二)。
¹⁰ 渡辺庫輔「丸山花街史」『観光と文化長崎』一九五二年、一〇〜

二二頁 古賀十二郎氏と福田忠昭氏の解釈について、著者は旧寄合町(古町)と新寄合町、本博多町と今博多町の取り違えなど地名の勘違いと指摘している。

¹¹ 長崎歴史文化博物館の説明では「町年寄高島家に伝わっていた古図を、明治時代に模写したものである。寛永年間(一六二四～一六四三)頃の長崎の町を描いたもので、秀吉が地租を免除した御朱印地である内町は白色で、その周囲に広がる外町は、赤色で表現されている」とあり、原本は確認できない。

¹² 「丸山寄合町由緒書」(長崎歴史文化博物館収蔵 一三・一八八・一)「延宝版長崎土産」(長崎歴史文化博物館収蔵 一三・二二五・一)

「長崎土産弘化版」(長崎歴史文化博物館収蔵 一三・二二四・一)
¹³ 古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』長崎文献社、一九六八年、一一三頁

¹⁴ 『守貞謾稿』所収の「天保前見立番付」には、長崎寄合町は行司、長崎丸山町は指添人と別格扱いにしている。喜多川守貞『近世風俗志(三) 守貞謾稿』岩波書店、一九九九年、三〇五頁

¹⁵ 森永種夫校注『長崎実録大成』(長崎文献社、一九七三年、五七頁)には「寛文十二年(一七六二)家ヶ所多キ町々ヨリ願出ルニ付、一町ヲ二町或ハ三町二分チ、是ヨリ内外町七拾七町ト成ル」とある。町割の結果最大の大黒町九十箇所、最小の材木町二十四箇所。丸山町四十九箇所、寄合町五十二箇所は平均的な一町の規模。

¹⁶ 越中哲也編『慶応元年明細分限帳』長崎歴史文化協会、一九八五年、六八～六十九頁

¹⁷ 渡辺庫輔「丸山」(長崎歴史文化博物館収蔵 渡辺一四・六一五)
¹⁸ 寛閑楼佳孝撰『北里見聞録』『吉原風俗資料』文芸資料研究会、

一九三〇年、五〇二～五〇九頁

¹⁹ 「おいらんといふ事、いつの頃よりの詞にやしらず、惣て姉女郎のことなり、我身の姉といふべきを里詞にて斯くいふ」(『北里見聞録』)とあり、遊女の別名として使用された。丸山遊廓では一般的に使用されることはなかった。

²⁰ 江戸時代の長崎では「明」「清」ではなく「唐」を中国の呼称として使った。唐人は中国人のことを意味するが、実態として東南アジア各地の人々も含めて唐人と呼んでおり、東南アジアからの船を含めた総称の「唐船」で来航する人々を唐人ととらえたい。

²¹ 市中人口の根拠は「長崎拾芥」元禄二年の人口五万三千三百九十九人。唐人一万人の根拠は、「長崎実録大成」唐船百七十艘(一艘あたり約六十人乗組として一万二百人)。

²² 「延宝版長崎土産」(長崎歴史文化博物館収蔵 一三・二二五・一)、丹羽漢吉校注『長崎文献叢書 長崎土産・長崎不二賛・長崎萬歳』長崎文献社、一九七六年、六八頁

²³ 森永種夫編『犯科帳』(三)、犯科帳刊行会、一九六八年、一七五頁、「太兵衛抱遊女松島を買揚唐人屋敷之風説等承ル処辰七番船五官と申唐人より貞平次密買いたし右代金相滞松島催促被頼候」とあり、相方の遊女から唐人の情報を得、それを悪用していた一例がある。

²⁴ 古賀十二郎『長崎市史風俗編』一九二五年、三八頁。古賀氏は、傾城として恥しからぬ遊女を遊女屋が留め置いた者に加えて「女の親と遊女屋の主人と予め約束の上か、または遊女屋に縁故ある者の女である場合にはその遊女が流行してもしなくても日本行の遊女として取扱い決して唐人行に落とすこともなければ阿蘭陀行にするようなこともなかった」と個々の事情が選別の基準であったことも述

べている。

²⁵ 花咲一男『江戸吉原図絵』三樹書房、一九七六年、一七八頁

²⁶ 『日本都市生活資料集成六』学習研究社、一九七五年、二八九頁。「享保十七年諸事書上帳控」には、子六月の統計では傾城人数三百三十人中、二百九十四人が地下、三十六人が旅人と記されており、遊女の九割は地元出身者が占めていたことになる。

²⁷ 宮本由紀子「丸山遊女の生活」『長崎奉行所判決記録 犯科帳』を中心として、『駒沢史学』三一、一九八四年、二三頁。

²⁸ 「娼妓鑑札並請控」(長崎歴史文化博物館収蔵 三二〇・三)に記されている「丸山町貸座敷 森邨万喜」という署名から、当時の丸山町大藤屋の控であったようである。

²⁹ 長崎歴史文化博物館収蔵 藤一・一・一〇九

³⁰ 長崎歴史文化博物館収蔵 一三・九九・二・二

³¹ 長崎歴史文化博物館収蔵 藤一・一・六五

³² 松浦東溪著 森永種夫校訂『長崎古今集覧』一九七六年、長崎文献社、六五頁〜九一頁

³³ 「長崎市中明細帳」(長崎歴史文化博物館収蔵 一三・九九・二・二)の箇所数・竈数・人数合計を八十箇所割ると平均は、四十九箇所、百二十九竈、三百七十五人である。

³⁴ 原田博二「長崎町乙名一覧(一)」『長崎市立博物館報』第二三号、五九頁〜六一頁

³⁵ 一名箇所持の娘がいるが、遊女奉公でなく丸山町町人の養女の可能性が高い。

³⁶ 文政八年勝山町宗旨改踏絵帳」(長崎歴史文化博物館収蔵 一六〇・二九)

³⁷ 「八幡町人別宗旨改帳」(長崎歴史文化博物館収蔵 市学一六)

³⁸ 箇所が土地を基準にするのに対し竈は住民を基準とした現代の世帯の概念に近いが、竈銀という配分銀があり、町では竈数を管理していたために必ずしも血族であるとは限らず、町政の都合上、他人同士をまとめた寄せ竈もあった。一軒の借家を間借りしていたものを合わせて同じ竈にしていたようである。

³⁹ 長崎歴史文化博物館収蔵 藤一・一・一〇九

⁴⁰ 丹野勲「江戸時代の奉公人制度と日本の雇用慣行」『国際経営論集』四一、神奈川大学、二〇一一年、六六頁。同氏は奉公人を武家奉公人、村方奉公人、町方奉公人、勤奉公人に分類し、遊女は下女などとともに勤奉公人としている。

⁴¹ 丹野勲「江戸時代の奉公人制度と日本の雇用慣行」『国際経営論集』四一、神奈川大学、二〇一一年、六六〜六七頁

⁴² 古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』長崎文献社、一九九五年、二二六頁

⁴³ 古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』長崎文献社、一九九五年、二二九頁

⁴⁴ 古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』長崎文献社、一九九五年、二四三頁

⁴⁵ 本馬貞夫『貿易都市長崎の研究』九州大学出版会、二〇〇九年、五七頁

⁴⁶ 中野栄三『廓の生活』雄山閣、一九九三年、三五頁

⁴⁷ 古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』長崎文献社、一九九五年、二四五頁

⁴⁸ 武陽隠士『世事見聞録』(本庄栄治郎校訂・奈良本辰也補訂 岩

波書店、一九九四年、八頁)。『世事見聞録』文化十三年(二八一六)に武陽隠士が著した、いわゆる化政文化の世相を反映した資料であるが、序文で著者自身がいうように「その善きはいふに及ばざれば、ひたすらに悪しき事のみを記すなり」と前提を述べている。

⁴⁹ 武陽隠士『世事見聞録』本庄栄治郎校訂・奈良本辰也補訂、岩波書店、一九九四年、三二六頁

⁵⁰ 中野栄三『廓の生活』雄山閣、一九九三年、三四頁

⁵¹ 沼田次郎、荒瀬進共訳『ボンペ日本滞在看聞記』雄松堂、一九六八年、①三三七頁、②三四四頁

⁵² ヨハネス・ボンペ・ファン・メーデルフォールト(一八二九～一九〇八)。日本で初めての近代医学教育を実施し、長崎大学医学部付属病院につながる近代病院「小島養生所」を設立した。

⁵³ 『長崎市史風俗編』長崎市、一九八一年、九五頁

⁵⁴ 「寛政九年正月 寄合町元来宗旨改踏絵帳」(長崎歴史文化博物館収蔵 福田一六四)

⁵⁵ 宮本由紀子「丸山遊女の生活―『長崎奉行所判決記録 犯科帳』を中心として―」『駒沢史学』三一、一九八四年、二九～三三頁。

⁵⁶ 本馬貞夫『貿易都市長崎の研究』(九州大学出版会、二〇〇九年、七四頁)記載資料「相定申書物之事」に「自然此女懐胎仕候ハ、七、八ヶ月之頃平産之後凡三十日を目当勤引出生之子は早速親類方江為引取養育仕、決而母杯ニ相便り遊女奉公之障ニ不相成様取斗可申候」という条件があり、この規定には奉行所の指導があったと考える。

⁵⁷ 所払いのうち最も軽い刑で、居住の町からの追放。他町に出ても「居町払」という印が人別帳についてまわる。博奕などの軽犯罪に課せられるもので奉行の手限の刑であった。